

かのや和牛生産力強化事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

かのや和牛生産力強化事業補助金交付要綱（平成29年鹿屋市告示第231号）の一部を次のように改正する。

第3条中「いう。）」の次に「又はICT技術」を加え、同条第1号中「市内」を「牛舎は市内」に改め、同条第2号を次のように改める。

(2) ICT技術は、繁殖雌牛の発情又は分娩の監視及び管理を行うことができること、若しくは牛の体調管理に係るものであること。

第4条第1号に次のただし書を加える。

ただし、法人については、市内に事業所等を有し、業者登録がされていること。

第5条第2号中「電子台帳システム、センサー送受信機器（本体）及びセンサー」を「ICT」に、「並びに」を「及び」に改める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。